

令和7年度

大和市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

大 和 市

令和 7 年度大和市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき策定する。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 処理区域

大和市全域

4 人口とごみ搬入量の見込み

		令和 7 年度 (見込み)	備 考
人 口		246, 878 人	総合計画担当による令和 7 年 10 月 1 日推計値
可 燃 物	家 庭 系	36, 621 t	他団体ごみ(4, 000t)分含む
	一 般 (事業系)	16, 001 t	不法投棄含む
	粗 大	1, 288 t	タンス等の可燃粗大
	小 計	53, 910 t	
不 燃 物	家 庭 系	1, 633 t	
	一 般 (事業系)	12 t	不法投棄等
	粗 大	455 t	自転車等の不燃粗大
	小 計	2, 100 t	
資 源 物		12, 641 t	
合 計		68, 651 t	

5 収集・処理の主体及び方法

種 類		収 集 運 搬			処 理	
		主 体	方 法	回 数	主 体	方 法
可 燃 物	家庭系	直営 委託	戸 別	週2回	直営	焼却 残渣は資源化、一部埋立
	直接搬入	許可 持込	市民・事業者 自己搬入	随時		
	市事業	直営 委託	リサイクル ステーション	清掃の日		
不 燃 物	家庭系	委託	戸 別	月2回	直営	破碎 資源化 焼却
	直接搬入	持込	市民 自己搬入	随時		
	市事業	直営 委託	リサイクル ステーション	清掃の日		
	不法投棄 (パトロール含む)	直営	個 別 (パトロール: リサイクル ステーション)	随時		
粗 大		直営	戸 別	随時	直営	破碎 資源化 焼却
資 源 物	その他 プラスチック製 容器包装	委託	リサイクル ステーション	週1回	委託	資源化
	A資源 (新聞、雑誌、 段ボール等)	委託	リサイクル ステーション	月2回		
	B資源 (金属、びん、缶、 ペットボトル、 白色トレイ、紙 パック、紙製容 器包装等)	委託	リサイクル ステーション	月2回		

6 処理施設稼働計画

(1) 中間処理施設

施設名	処理方式	処理能力	稼働日数	処 理 量	残 渣 量
可燃ごみ処理施設 (1, 2, 3 号炉)	全連続式	150t/d × 3炉	337日	可燃物 53,910t その他プラ残渣等 652t その他 1,163t	6,779t
粗大ごみ処理施設	併用方式	80t/5H	188日	不燃物 2,100t 不燃物リサイクル 937t	1,163t
容器包装プラ 圧縮梱包施設	機械及び 手選別方式	4.5t/5H	307日	容器包装プラ 1,130	284t

(2) 資源化施設 (資源選別所：缶圧縮分)

施設名	処理方式	処理能力	稼働日数	処 理 量	備 考
資 源 選 別 所	—	4.5t/5H	359日	資源化 686t	

(3) 最終処分場

施設名	埋立面積	全体容量	備考
エコシステム花岡 (秋田県大館市)	45,841㎡	1,083,954m³	民間最終処分場
三戸ウェイストパーク (青森県三戸町)	83,200㎡	1,664,000m³	民間最終処分場

7 車両整備計画

	車 種	稼働台数	新規整備	廃車台数	合計台数
直営収集車両	2tパッカー車	16台	0台	0台	16台
	2tダンプ車	5台	0台	0台	5台
	軽トラック	6台	0台	0台	6台

(年度当初) 稼働台数 + 新規整備 - 廃車台数 = (年度末) 合計台数

8 発生抑制、再利用及び再生利用計画

(1) 発生抑制の推進

①市民及び事業者への情報提供等

- ・ホームページ・YouTube動画配信等により情報を提供し、ごみの発生抑制を推進します。
- ・食品ロス等の減量化促進のため生ごみ処理容器等の普及に努めます。
- ・「2025・2026年度家庭の資源とごみの分け方・出し方」の冊子及びカレンダーを全戸配布するほか(2年毎配布済)、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」やホームページにも掲載し、ごみ及び資源物の排出方法について周知徹底を図ります。

②学校教育との連携

- ・小学4年生を対象とした施設見学会を実施し、ごみに対する意識の向上に努めます。
- ・小学校全学年を対象に環境美化ポスターコンクールを実施します。

③環境学習の充実

- ・出前講座(ごみの減量、分別方法等)またはリサイクルに関する研修を実施します。
- ・市民等を対象としたごみ処理施設の見学を実施し、ごみ処理の現状、環境への意識向上等を図ります。

④啓発イベント等の実施

- ・ごみの発生抑制を推進するため、市開催イベント等において啓発事業を行います。

⑤市民、事業者及び本市の協力の推進

- ・きれいなまち並みをめざし、年間を通じて市民・事業者及び本市が協力してクリーンキャンペーンを実施します。

⑥市民活動等への支援

- ・生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組む市民、事業者に対して、購入費の一部を補助します。

⑦不法投棄防止対策

- ・不法投棄防止対策として、公有地の不法投棄物撤去、看板による警告、監視カメラの貸出等を行うほか、不法投棄が多い地点を中心に、定期的にパトロールを実施します。

⑧事業者への指導等

- ・事業者がごみを搬入する際、搬入物検査を実施して再資源化可能なものが燃やせるごみへ搬入されないようにし、ごみの減量化・資源化を推進します。
- ・多量排出事業者に対しては、「減量化等計画書」の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導を行います。
- ・事業者に啓発リーフレット等を配布し減量化・資源化の啓発を行います。

⑨市の自主的取組

- ・環境負荷の低減のため、やまとEMS(大和市役所環境マネジメントシステム)に基づく取組を推進します。

⑩一般廃棄物処理手数料の検証

- ・家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、定期的にごみ及び資源物の排出量、ごみ処理に係る経費等を基に適正な額であるかどうかを検証

します。

(2) 再利用の推進

①自主的取組の促進

- ・物を大事に長く使うようホームページ等で市民に啓発し、再利用の促進を図ります。
- ・本市と株式会社ジモティーは、リユース活動促進に向けた連携と協力に関する協定を締結しました。ホームページ、広報誌、パンフレット等で同社のサービス紹介を通して「捨てずに譲る」という選択肢を市民に積極的に提示し、リユース意識の向上とそれに伴うごみの排出の抑制を図ります。

②自主的取組への支援

- ・資源物を指定された日に排出することが困難な市民が、指定日以外でも排出できるよう拠点回収を継続していきます。

(3) 再生利用の推進

①資源化の推進

- ・ごみの中の紙及び布類の割合が高いため、冊子「家庭の資源とごみの分け方・出し方」、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」及びホームページで更なる分別の周知に努め、より一層の紙及び布類の資源化を促進します。
- ・資源物を排出しやすい環境整備をめざし、リサイクルステーションの在り方を検討するとともに、公共施設での資源回収(使用済小型家電)を実施します。また、小売店による資源の店頭回収の促進について検討します。
- ・容器包装プラ以外のプラスチック製品の資源化手法について情報収集に努め、再生利用のための資源化に向け検討します。

②生ごみ等の資源化

- ・市民・事業者に対して、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助し、厨芥類の資源化を促進します。
- ・業務用生ごみ処理機を設置してある学校給食単独調理校(8校)で給食の調理くず、食べ残し等を堆肥化し、農作物の栽培に活用します。

9 収集及び運搬計画

(1) 効率的な収集、運搬体制の構築及びルール違反への対応

①収集及び運搬体制の検討

- ・より一層の効率的かつ安全な収集及び運搬体制について調査及び研究するとともに、必要に応じて見直しを行います。
- ・収集運搬業務について、民間業者へ順次、委託範囲を拡大していきます。

②ルール違反への対応

- ・ごみ出しルールの徹底を図るために、「家庭の資源とごみの分け方・出し方」の冊子及びカレンダーを全戸配布するほか、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」やホームページへも掲載します。また、転入者に対しては市役所の窓口で冊子等を配布し周知を図ります。
- ・ルール違反の排出物は、収集せずに警告シール等で啓発を行い、排出者が特定できる場合は、個別に指導を行います。

(2) 分別区分及び収集方法の検討

①ごみ及び資源物の分別区分の検討

- ・ごみのより一層の減量化及び資源化を推進するため、新たな資源品目の追加について検討します。

②資源物の回収方法の検討

- ・ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民が資源物をリサイクルステーションへ排出する際の負担軽減、自治会のリサイクルステーションの管理の負担軽減等を考慮し、資源物の回収方法について検討します。

(3) 収集車両の整備

①整備の方向性

- ・収集車両の更新又は新規購入に際しては、可能な限り環境負荷の少ない車両を購入していきます。

10 中間処理計画

(1) 中間処理体制

①ごみ及び資源物の中間処理体制は、P2～P3の表のとおりです。

(2) 施設の適正な運転、管理等

①施設の効果的運用及び適正な管理

- ・環境管理センターへのごみの搬入に際しては、大和市受入基準に則り、市外のごみなど基準外のもものが搬入されないよう管理します。
- ・受け入れしていないごみ（家電リサイクル法該当品、バッテリー、消火器等）については、適正処理ルートへ誘導します。
- ・家庭系ごみを直接搬入する市民の安全性を向上するため、直接搬入ごみ受入施設の円滑な運営管理を行います。
- ・焼却炉の傷みを軽減し、過大な負荷をかけないように計画的な施設の運転及び管理に努めます。
- ・焼却処理を行う際に発生する大気汚染物質（ダイオキシン類、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等）については、法定基準より厳しい自主規制を設けて管理しており、引き続き、徹底した大気汚染物質の発生抑制を行っていきます。
- ・施設の安全かつ安定した運転及び管理を維持するため、職員研修を十分実施し、技術及び知識の向上に努めます。

(3) 効率的かつ適正な処理

①燃やせるごみの処理

- ・最終処分量の減量化のため、燃やせるごみは（粗大ごみ処理施設からの破碎残渣を含む）焼却し、安全かつ衛生的な適正処理を推進します。

②燃やせないごみの処理

- ・燃やせないごみに含まれる資源物は、手選別及び機械選別により可能な限り回収しごみの減量化及び資源化を推進します。

- ・燃やせないごみとして排出された電池類、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみは、破砕機で粉砕する前に回収し、専門業者による最適な処理を推進します。

③資源物の処理

- ・資源物は、品目ごとに本市の資源化施設及び民間資源化施設で必要に応じ再選別、圧縮・梱包し、一時保管後に再生処理業者へ引き渡し、適正な処理を行います。

④熱エネルギーの利用

- ・焼却時に発生する熱エネルギーは、環境管理センターの冷暖房及び引地台温水プールの温水熱源として有効に利用します。
- ・焼却時に発生する熱エネルギーを有効に利用して発電し、環境管理センター、引地台公園、引地台温水プール及び大和スタジアムへ供給し、余剰電力は電力会社へ売電します。

⑤処理困難物の処理

- ・大和市受入基準に規定する処理困難物の処理については、市民の処理に係る利便性の向上を図るため、関係業界との協力のあり方を検討するなどにより処理困難物の品目数を減らすよう努めます。

(4) ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の補修計画

①維持補修計画

- ・ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、計画的な維持補修やごみ減量化による焼却負荷の軽減及び施設の適切な運転管理を継続してきたこと、また、ごみ焼却処理施設の基幹的設備の大規模修繕を実施したことにより、令和20年度までの施設の長寿命化が図られています。そのため、次期施設の在り方が決定されるまでの間は、引続き安定したごみ処理体制の確保に努めます。

11 最終処分計画

(1) 最終処分計画の目指すべき方向性

①焼却灰の資源化等の推進

- ・焼却灰は民間処理施設への委託により、全量資源化を進めます。
- ・焼却灰の全量資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討します。
- ・焼却灰の新たな資源化施策の動向については、継続して情報収集していきます。